

大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）第3条の規定に基づき、大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

識見を有する者

市民

市立認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校の保護者代表

大阪狭山市地区長会の長又はその者から推せんされた者

大阪狭山市まちづくり円卓会議の代表又はその者から推せんされた者

市立認定こども園及び市立幼稚園の園長代表

市立小学校及び中学校の校長代表

その他教育委員会が適当と認める者

2 前項第2号で掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(任期)

第4条 委員の委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員

の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

（幹事会）

第7条 委員会の所掌事務を円滑に遂行するために、委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の所掌事務の具体的事項に関し検討及び協議を行う。
- 3 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。
- 4 会長は、教育部長を、副会長はこども政策部長をもって充てる。
- 5 幹事は、教育委員会事務局の理事、課長及びその他教育委員会が必要と認める者のうちから、会長が指名する者をもって充てる。
- 6 会長は、幹事会の事務を総理し、幹事会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（幹事会の会議）

第8条 幹事会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

（関係者の出席等）

第9条 委員会及び幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 委員会及び幹事会の庶務は、教育部において処理し、こども政策部がこれを補佐する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。